

測量新時代に対応した
測量行政のあるべき姿について

- 平成20年度 報告書 -

～ 測量成果の複製・使用に係るワンストップサービスのあり方について～

平成21年3月

測量行政懇談会

測量成果の複製・使用に係るワンストップサービスのあり方について

1．検討するに至った経緯

公共測量の測量成果は、主として公的機関が実施する精度の高い測量の基準点、地図に関する成果であり、地理空間情報の流通と活用の推進に重要な役割を果たすものである。このため、測量法では、国土地理院が公共測量を計画した国又は地方公共団体等の測量計画機関から測量成果の写し及び測量記録の写しの送付を受けたときは、国土地理院の長がそれらを保管するとともに、一般の閲覧に供し、謄本・抄本の交付を行うことが定められている。

さらに、測量法の目的である測量の重複の排除及び正確な測量成果の普及のため、また、測量計画機関には公共測量の測量成果及び測量記録の保管の義務が法的に定められていないことから、測量計画機関が自ら作成した公共測量の測量成果及び測量記録の保管を国土地理院の長に委託することができることを規定している。

保管の対象となる公共測量の測量成果及び測量記録は、これらの規定に基づく国土地理院の長の権限において閲覧や謄本・抄本の交付を行うことにより、様々な場面において有効活用されることが期待される。一方、測量法では、測量成果の利用の秩序を確保し、適切公平な利用を図る観点から、基本測量及び公共測量の測量成果を複製しようとする者又は使用して測量を実施しようとする者は、その測量成果を得た国土地理院の長又は測量計画機関の承認を得なければならないことを規定している。測量成果がさらに活用されるためには、測量成果を複製又は使用しようとする者が複製又は使用しやすい環境を整えることが必要であるが、改正前の測量法では公共測量の測量成果を作成した各測量計画機関

へ承認手続を行う規定となっていた。また、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」においても、国土地理院における地理情報のワンストップサービスの推進が求められており、これらの公共測量の測量成果に係る複製承認及び使用承認の申請の受理が国土地理院でも可能となるようにし、測量成果を複製又は使用しようとする者がインターネット上の総合窓口から各測量計画機関への承認申請の手続を行えるようにすることは、測量法の目的を達成するうえで極めて有用である。

このため、平成19年に測量法を改正し、測量計画機関が国土地理院の長に公共測量の測量成果及び測量記録の保管を委託することができるだけでなく、公共測量の測量成果の複製承認並びに使用承認の申請の受理に関する事務を国土地理院の長に委託することができることとした。

国土地理院では、この改正測量法に基づき、公共測量の測量成果の複製承認及び使用承認に関する手続のワンストップ化の円滑な実施を図り、申請者への迅速な対応を行うため、平成20年度においてワンストップサービスのシステムを開発することとしたが、その開発にあたり、測量成果活用部会において、ワンストップサービスのあり方について検討を行うこととした。

2. 検討内容

(1) ワンストップサービスシステムの基本的な考え方

公共測量の測量成果の流通促進をさらに効果的なものとし、測量成果の複製又は使用の承認を申請する者（以下「申請者」という。）の利便性を高めるため、ワンストップサービスシステムの構築にあたっては、以下の基本的な考え方に基づいて行うことが必要である。

- 1) 申請者にとって便利で、使いやすいものであること
- 2) 測量計画機関にとって複製・使用承認の事務が軽減され、新たな費用負担が生じないものであること
- 3) 国土地理院にとっても新たな負担が生じないものであること
- 4) 申請から承認までに要する時間が短縮されるものであること

(2) 基本的な考え方に基づいたワンストップサービスを実現するための仕組み、方策等

上記(1)の基本的な考え方に基づき、公共測量の測量成果の流通と活用が円滑・迅速に図られるワンストップサービスを実現するための仕組み、方策等は、以下の点を考慮することが必要である。

1) 申請者にとって便利で、使いやすいものであること

申請者が基本測量及び公共測量の測量成果、その他の地理空間情報を国土地理院のホームページにおいて一括して検索できる仕組みとする。このため、公共測量情報の管理提供システムや基本測量及び公共測量の測量成果の謄抄本交付システム等の既存の各種システムと連携したものとする。

申請者からの基本測量及び公共測量の測量成果の複製・使用に係る承認申請手続を国土地理院が一括して受理できる仕組みとする。

測量計画機関あるいは国土地理院の従来窓口における申請についても処理が可能なものとする。

複製又は使用しようとする測量成果が基本測量成果であっても公共測量成果であっても、申請者が入力する申請項目を共通とし、かつ入力を簡易に行えるものとするとともに、申請後の事務処理の進行状況を申請者が確認できるシステムとする。

情報の検索の鍵となるメタデータのデータベースを整備し、提供する基本測量及び公共測量の測量成果にメタデータを添付する。そのため、測量計画機関から公共測量の測量成果の保管委託を受ける場合には、メタデータも添付するよう、ガイドラインを策定する。

2) 測量計画機関にとって複製・使用承認の事務が軽減され、新たな費用負担が生じないものであること

公共測量の測量成果の複製・使用承認の最終的な可否判断は、測量計画機関が定める基準に基づいて測量計画機関が行うこととなるが、国土地理院が国土地理院の承認基準に基づいて予備審査を行い、測量計画機関が行う承認の可否判断の参考となる助言を添えて測量計画機関へ申請書を送付することにより、測量計画機関における審査事務が大幅に軽減され、窓口維持コストの縮小につながる仕組みとする。

公共測量の測量成果の複製・使用に係る承認基準のガイドラインを策定し、共通的な承認基準の範囲内の申請であれば、機械的に処理ができるものとする。

国土地理院が受理した申請書の測量計画機関との授受方法については、測量計画機関のIT化の状況に応じて、書面による郵送、電子メール、XML等のいずれかの方法により、すべての測量計画機関が対応可能なものとする。このため、測量計画機関においては、新たなシステムを導入する必要がなく、また、国土地理院が構築するシステムの維持費や利用費などの費用負担を生じさせることがないものとする。

測量計画機関がいつでも参加でき、また、すべてのサービスに一度に参加できなくても、一部の機能だけでも参加できる柔軟なシステム構成とする。

測量計画機関にとって上記のメリットがある設計としたうえで、ワンストップサービスの目指す方向性、参加するメリット等について、測量計画機関に対して周知に努める。

3) 国土地理院にとっても新たな負担が生じないものであること

最終的には、承認の可否判断の大部分が機械的に自動処理できるシステムとし、行政コストが軽減されるものとする。

4) 申請から承認までに要する時間が短縮されるものであること

国土地理院における予備審査を極力自動化できるようにし、その予備審査を迅速確実に行うために、必要があれば測量成果の複製・使用承認に係る運用の見直しを行う。

予備審査の結果を添えて測量計画機関へ申請書を送付することにより、測量計画機関における審査や承認可否判断に要する時間が短縮できるようにする。

3. 測量成果ワンストップサービスについて

(1) ワンストップサービスシステム構築の検討状況

1) 測量行政懇談会測量成果活用部会での基本的考え方の検討
平成20年9月18日の第5回測量成果活用部会において、ワンストップサービスシステムに関する基本的な考え方及びその具体策等について事務局より説明を行い、同年10月7日の第6回測量行政懇談会で了承された。

2) 国土地理院内部でのシステム等の検討

上記の測量成果活用部会の検討結果を踏まえ、国土地理院において来年度初頭の運用開始を目途にシステム構築中。

(2) ワンストップサービスシステムの概要

国土地理院が設ける測量成果ワンストップサービスとは、1つ以上の測量計画機関に対する測量成果の複製又は使用の承認に関する申請を、国土地理院がインターネット上に設けた窓口において一括受理するとともに、その申請内容について予備的な審査等を自動的に行うシステムである。

公共測量の測量成果については、測量計画機関と事前に取り交わす協定又は契約（後述）により、ワンストップサービスにおける取扱いを規定する。

< 申請から承認通知までの流れ >

1) 申請者が行う申請手続

申請者は、国土地理院のホームページ上に設けられたワンストップサービスの窓口からユーザ登録画面に移り、ユーザ登録を行う。

ユーザ登録画面において、申請者が本人識別のために必要な情報を入力し、ID、パスワードの発行を受け、次回の利用時から当該ID、パ

スワードにより、ワンストップサービスにログインする。

国土地理院のホームページ上に設けたワンストップサービス窓口で、既に整備されている基本測量の測量成果及び公共測量の測量成果の中から申請者が必要なものを選択する。

公共測量の測量成果については、ワンストップサービスへの参加の協定又は契約を予め締結している測量計画機関の保有する測量成果に限られる。

選択した測量成果を複製又は使用したい場合は、申請画面上で必要事項を記入する。その際、申請者の利便を考慮し、選択肢の中からチェックさせる等の簡便な記入方法を用意する。

ウェブ上で必要事項の記入完了をもって申請書が完成。

必要事項を記入完了後、送信ボタンを押す。

申請内容のデータが国土地理院のワンストップサービスシステムの受付サーバに記録された段階で申請されたものと見なされる。

申請内容によっては、申請が不要の場合があり、その場合にはその旨を表示。

2) 国土地理院が行う事務手続

国土地理院の予備審査システムが申請を受理し、自動的に予備審査を行う。

この際、基本測量及び公共測量の測量成果について、国土地理院の承認基準に基づき承認の可否を自動審査。

基本測量の測量成果の場合は、承認可のものはそのまま承認許可の通知を申請者にメールで通知する。

公共測量の測量成果の場合は、予備審査の結果を踏まえ、国土地理院の承認基準では承認可又は承認不可となる旨の通知を当該測量計画機関に申請内容と共に送付する。

3) 測量計画機関が行う事務手続

予備審査の結果及び申請内容の送付を受け取った測量計画機関は、予備審査の結果を参考に申請内容を測量計画機関が定める承認基準に基づいて審査し、承認手続を行い、申請者に承認通知を行う。

国土地理院による予備審査の妥当性が次第に周知されることにより、予備審査への信頼が高まり、測量計画機関が承認基準を統一化する可能性が期待できる。

(3) ワンストップサービスの円滑な運用に必要な取組

1) ワンストップサービス参加のための協定・契約について

地理空間情報の活用を推進するには、ワンストップサービスを円滑に運用することが必要である。このため、国土地理院は、ワンストップサービスに参加（複製・使用承認申請の窓口を委託）する測量計画機関との間で、その測量成果に係るワンストップサービスにおける取扱を規定する内容の協定又は契約を締結する。

< 協定・契約内容の概要 >

公共測量の測量成果の複製・使用承認申請は、国土地理院が受理することができる。

国土地理院が設けるワンストップサービスシステムによる申請については、事前の調整・確認を踏まえ、国土地理院の定める方法、様式等に準じる。

ワンストップサービスに実装される複製・使用承認申請に対する予備審査の基準は、国土地理院の審査基準に準拠する。

測量計画機関は、ワンストップサービスを利用する場合は国土地理院の予備審査結果を踏まえ承認手続の迅速化に努める。

承認通知の押印省略等、承認通知手続を簡素化に努める。

2) その他必要な取組について

ワンストップサービスの普及は、測量計画機関毎の承認判断基準の統一化を促し、承認事務の簡素化や測量成果をはじめとした地理空間情報の活用推進につながる。したがって、ワンストップサービスが効果的・効率的に運用されるために、測量計画機関との連携及びシステムの必要な改良等、以下の5点について施策を進めていく。

測量計画機関への説明会や意見交換を通じて、公共測量の測量成果の複製・使用承認に係る申請窓口を国土地理院に委託（ワンストップサービスに参加）するよう働きかけていく（測量法第42条第3項）とともに、ワンストップサービスのより円滑な運用が可能となるために測量計画機関及びワンストップサービスシステムを利用する申請者と意見交換を行い、必要なシステムの改良及び運用体制の見直しを行う。

公共測量の測量成果（原本）の保管を国土地理院が受託する用意があることの周知を図る。（測量法第42条第3項）

測量計画機関だけではなく、測量作業機関及び一般に対しても、ワンストップサービスの周知を行い、普及啓発を図る。

公共測量の作業規程の準則の普及を通して、公共測量を実施した場合にメタデータを整備するとともに、電子納品を徹底するよう推進する。

公共測量を実施した場合に、公共測量の測量成果の写しを国土地理院に提出すべきことの周知を徹底する。（測量法第40条）

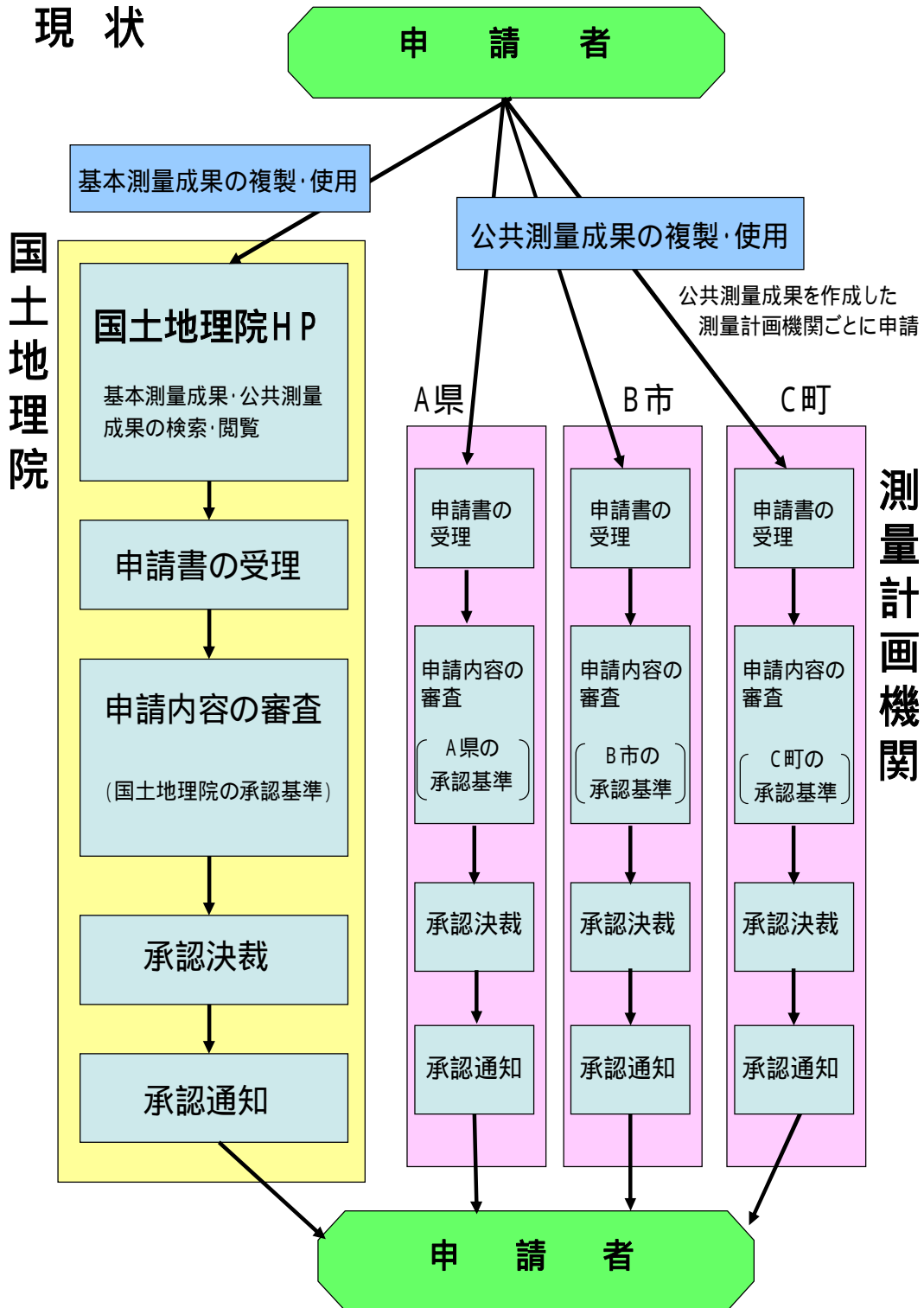
<参考>（測量法）

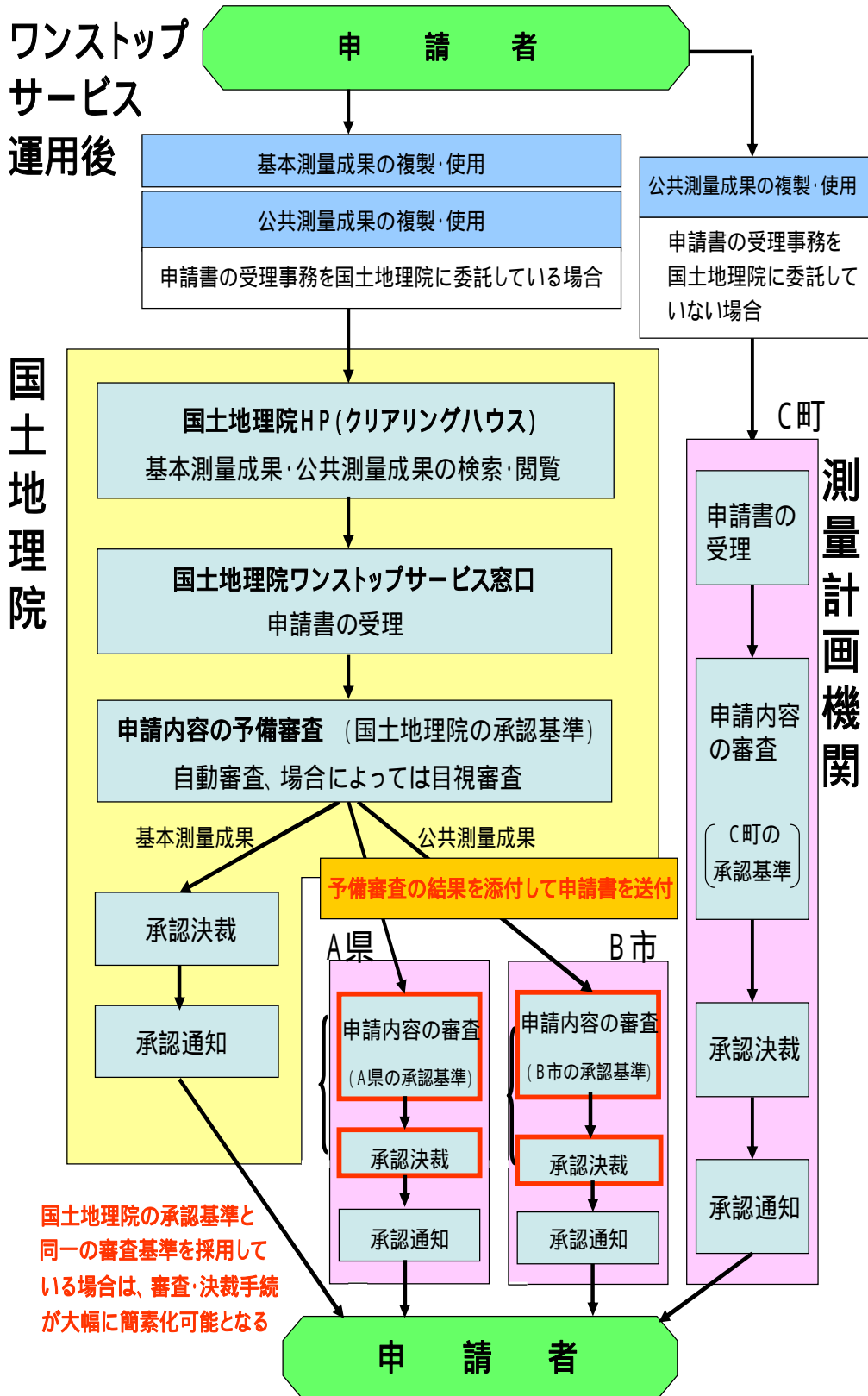
第四十条 測量計画機関は、公共測量の測量成果を得たときは、遅滞なく、その写を国土地理院の長に送付しなければならない。

第四十二条 国土地理院の長は、第四十条第一項の測量成果の写し及び同条第二項の測量記録の写しを保管し、国土交通省令で定めるところにより、これらを一般の閲覧に供しなければならない。

3 測量計画機関は、当該測量計画機関の作成に係る測量成果及び測量記録の保管並びに当該測量成果に係る次条又は第四十四条第一項の承認の申請の受理に関する事務を国土地理院の長に委託することができる。

測量成果の複製・使用承認手続の現状とワンストップサービス運用後の対比





測量行政懇談会 委員

(委員は五十音順)

委員長	中村 英夫	武蔵工業大学学長
副委員長	大森 博雄	東京大学名誉教授
委員	浅見 泰司	東京大学空間情報科学研究センター教授
	井上 由里子	神戸大学大学院法学研究科教授
	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	碓井 照子	奈良大学文学部教授
	大塚 冀一	(社)日本地図調製業協会副会長
	加藤 照之	東京大学地震研究所教授
	清瀬 和彦	茨城県企画部長
	久住 時男	見附市長
	柴崎 亮介	東京大学空間情報科学研究センター長
	清水 英範	東京大学大学院工学系研究科教授
	杉本 陽一	(財)日本測量調査技術協会副会長
	本島 庸介	(社)全国測量設計業協会連合会副会長
	山田 義法	(NPO)国土空間データ基盤推進協議会事務局長

測量成果活用部会 委員

(委員は五十音順)

- | | | |
|----------|--------|-------------------------------|
| 部会長 | 浅見 泰司 | 東京大学空間情報科学研究センター教授
【懇談会委員】 |
| 副部会長 | 泉 幸一 | 茨城県企画部 情報政策課長【平成 19 年度委員】 |
| | 藍田 利弘 | 茨城県企画部 情報政策課長【平成 20 年度委員】 |
| 委員 | 宇賀 克也 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授
【懇談会委員】 |
| | 細川 與司勝 | 見附市 企画調整課長補佐 |
| | 山口 成大 | 三重県政策部情報政策室
地域情報化グループ主査 |
| (オブザーバー) | | |
| | 大浦 基弘 | (社)日本地図調製業協会
研究・教育委員会副委員長 |
| | 加納 正敏 | (社)全国測量設計業協会連合会
専務理事 |
| | 鈴木 征夫 | (財)日本測量調査技術協会
理事 |
| | 原田 有二 | (NPO)国土空間データ基盤推進協議会
主任研究員 |

測量成果活用部会における検討の経緯

第4回 測量成果活用部会 平成20年2月5日(火)

(1) ワンストップサービスのあり方について

第5回 測量成果活用部会 平成20年9月18日(木)

(1) 本年度の測量成果活用部会における検討について

(2) ワンストップサービスの実現における課題と対応策について

第6回 測量行政懇談会 平成20年10月7日(火)

(1) 各部会の調査検討状況報告について

第6回 測量成果活用部会 平成21年2月25日(水)

(1) 測量成果活用部会報告書(案)の検討について

第7回 測量行政懇談会 平成21年3月3日(火)

(1) 測量成果活用部会報告

(2) 測量行政基本政策部会報告

(3) 測量資格制度部会報告